

連糸各幸反

NO 485

あだち

天理教足立支部
立教186年
令和5年
2023年7月9日

「支部長室」

梅雨明け宣言の出ない中、大気不安定な日が続き、世界中の地域に大雨や森林火災の被害が報道されています。

いよいよ真夏の祭典こどもおぢばがえりが開幕ですが、まだコロナを警戒してか、大人数の団体の受け入れ出来ず、小口団体の参加はインターネットでの申込になります。

また、夜の行事の親里パレードやブルサイド行事もありません。引率されませす方は、熱中症などに最善の注意をはらい、参加されますようご注意ください。

東京教区では8月4日から7日までの期間に、少年ひのきしん隊本部練成会が行われます。詳しくは申込案内チラシのQRコードで詳細や申込が出来ます。

梅雨が明ければ猛暑の夏が来ます。皆様方には熱中症に気を付けて、水分補給を忘れずに、元気にお過ごし下さい。

※ 支部長 須賀 睦司 ※

「足立支部 母親講座を開催」

去る7月2日(日)渚江分教会を会場に母親講座が開催されました。心理カウンセラーの菅原美智子先生を中心に円になり「能動的に聴く」を身につけましよう。を学びました。

相手の気持ちに寄り添い、聴く難しさ・会話の大切さ、言葉の重みについて例題に例えて詳しく楽しく教えて頂きました。短い時間でしたが、今まで感じた事の無い充実した時間となりました。

参加者は11名でした。

次回開催も考えておりますので、ご参加、よろしくお願い致します。

「夜巡り布教」 6月9日

参加者・藤波芳雄、藤波つるえ、渡辺茂
中新井哲、鶴巻房雄。以上5名

声を掛けた外国人 アイルランド人女性2人、台湾家族、アメリカ、ミネアポリス母娘、エジプトとブラジルのカップル、ブラジル人家族、オーストラリア人のカップル。

以上の外国人に出会い、私が声を掛ける。鶴巻さんが天理教のパンフレットを手渡す。英語、中国語、ポルトガル語と素早く渡してくれる。

「We are brothers and sisters」と言って握手を求めると、ニコニコと笑顔で応えてくれる。嬉しい瞬間である。

今回は早目に夜巡り布教を済ませて、初めて吉池の9階で乾杯と夕食を戴く。

個人的な話、家庭の話、教会の後継者の話、ようぼく一斉活動日の問題、お道の組織の問題、末端の教会の大変さ、などの話が出た。

「お道の信仰のお陰」に目を向けてやってみるのが大事。原典をしっかり味わう。子や孫が見ているでしっかりした生き方を示す。等、大変勉強になりました。

次回も宜しく願います。

☀ 渡辺 茂 ☀



法人実務ニュース

◎ ご存じですか？ 民法改正① 「相隣関係」

相隣関係とは、隣接する不動産の所有者または、利用者がお互いにその利用に付いて、調整し合う関係の事です。民法には、土地の使用・通行・排水・境界・竹木の切除など、隣り合った土地の権利の調整について規定されていますが、今の社会状況に合わなくなっている項目もありました。

そこで、今回民法の一部が改正され、隣地等の利用・管理の円滑化を目的に相隣関係規定が見直され、令和5年4月1日から施行されました。

主な点は以下の通りです。

- ① 越境した竹木の枝の切り取り
- ② 隣地使用権

① 越境した竹木の枝の切り取り

これまでの民法では、隣地から竹木の根や枝が越境してきている場合、土地の所有者は越境してきている根の部分は自分で切り取ることができましたが、枝の切り取りは竹木の所有者に対して切除を請求する事ができる。までにとどまり、越境された土地の所有者が勝手に切り取る事が出来ませんでした。

しかも、その請求に応じてもらえない場合には、裁判を起して判決を得てから、強制執行などの手続きをとらなければならないため、枝が越境するたびに同じ手続きをするのは大きな負担となります。

さらに、その竹木が複数人の共有物だった場合、切り取るには共有者全員の同意を得る事が必要とされ、反対する人がいるとどうする事もできないほか、そもそも所有者が不明であった場合には切り取る事が困難な状態になってしまいます。

そこで、竹木を円滑に管理できるよう、土地の所有者による枝の切り取りや共有者各自による枝の切除が容易になるように民法が改正されました。

❖ 土地の所有者による枝の切り取り

改正された民法では、越境された土地の所有者が竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、一定の場合には自ら枝を切り取る事ができるようルールが設備されました。

【新民法 233 条】

第1項；土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させる事が出来る。

第3項；第1項の場合において、次に掲げるときには、土地の所有者は、その枝を切り取る事ができる。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催促したにも係わらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
- ② 竹木の所有者を知る事が出来ず、又はその所在を知る事ができないとき。
- ③ 急迫の事情があるとき。

①の；「相当の期間内」とは、ケースによりますが、約2週間程度と考えられています。この改正により、以前よりも枝の切り取りはしやすくなりますが、そもそも実害がないのにむやみに切り取ってしまうと権利の濫用となる可能性があるほか、隣地との境界がはっきりしていない場合も問題になる可能性があるので注意が必要です。

● 竹木の各自による枝の切除

改正された民法では、越境している竹木が複数人の共有物である場合、その切除については各共有者が単独で行うことができると、明文化されました。（同条第2項）

つまり、越境された土地の所有者は、竹木の共有者全員の同意がなくても、共有者のうちの一人から承諾を得ればその共有者に代わって枝を切り取る事ができます。

又、越境された土地の所有者は、共有者のうちの一人に対してその枝の切除を求め、その切除を命じる判決を得れば代替え執行する事ができます。

庭木が沢山ある教会も多いと思います。周囲にきを配り、良好な関係を保ちたいものです。

法律・専門相談室開催のご案内

教会が当事者となる法的な問題を弁護士にご相談いただけます。

毎月25日 午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城 信太郎 先生

弁護士 山浦 美卯 先生

※ 完全予約制です、相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。
電話番号 0743-63-2157（担当；原田）

発行 天理教教務部宗教法人課

〒632-8501 天理市三島町1番地1

専用電話 0743-63-2157 内線番号 5208、5209、

FAX 番号 0743-63-3804 【教務部共用】